

諮問実施機関：滋賀県知事（防災危機管理局）

諮問日：平成25年3月26日（諮問第74号）

答申日：平成25年12月25日（答申第66号）

内容：「県が行った放射性物質拡散予測に関する予測条件、予測方法、予測結果を示すすべての文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、「県が行った放射性物質拡散予測に関する予測条件、予測方法、予測結果を示すすべての文書」につき、その一部を非公開とした決定について、特定した対象公文書は妥当であるが、非公開とした部分はすべて公開すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成25年1月23日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

県が行った放射性物質拡散予測に関する予測条件、予測方法、予測結果（特に図面。県外地域を含む）を示すすべての文書

#### 2 実施機関の決定

同年2月6日、実施機関は本件公開請求に対して、次のとおり対象公文書を特定の上、放射性物質拡散影響予測シミュレーションデータ（以下「本件シミュレーションデータ」という。）のうち「影響が県外に及んでいる部分（岐阜県、京都府、大阪府の部分を除く）」が条例第6条第5号および同条第6号に該当するとして、条例第10条第2項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（特定した公文書の名称および内容）

- ・放射性物質拡散影響予測シミュレーションデータ

- ・第2回滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに係る検討委員会資料
- ・第3回滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに係る検討委員会資料
- ・第4回滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに係る検討委員会資料
- ・大阪府、大阪市への提供資料
- ・気象データ

### 3 異議申立て

同年2月27日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

### 1 異議申立ての趣旨

非公開部分をすべて公開するとともに、本件公開請求に対して公開されていない公文書を公開することを求める。

### 2 異議申立ての理由

#### （1）非公開部分について

##### ア 条例第6条第5号該当性について

非公開とされた部分を公開しても、県外の住民などに憶測を与え、不当に混乱を生じさせる懸念が実際に存在するとは考えられない。なぜなら、一定水準以上の確かな科学的根拠を有する情報で、かつそれらが適切な形で公開されさえすれば、県外の住民であっても一定の科学的な客観性を有する情報であることを十分に理解するものと考えられるため、本件情報が県外の住民に憶測を与えたり、混乱を生じさせたりするとは考えられないからである。

また、他府県に関するデータを公開した場合に、他府県の住民に憶測を与え混乱を生じさせる懸念が本当に存在するのであれば、滋賀県に関するデータを公表した場合でも、滋賀県の住民において他府県の住民におけるのと同様の憶測や混乱が生じる懸念が存在すると考えられる。しかし、滋賀県に関するデータについては、すでに昨春に、結論部分がマスコミなどを通じて広く公表されているものの、公表されたことにより、滋賀県の住民に憶測を与え、不当な混乱をもたらしたという事実は全く存在していない。それだけでなく、県は、岐阜県、京都府、大阪府の行政当局からの要請に応じて、これらの府県に関するデータの一部をすでに公表している

が、岐阜県、京都府、大阪府の住民に混乱を生じさせたという事実も全く存在していない。このことから、岐阜県、京都府、大阪府以外の周辺地域、すなわち福井県、兵庫県、奈良県、三重県などに関するデータを公開したとしても何の混乱も生じることはないものと考えることができる。

したがって、条例第6条第5号を根拠として他府県に関するデータを公開しないことは根拠に欠けるものであり、当然これらの件に関するデータは公表すべきであると言える。

#### イ 条例第6条第6号該当性について

すでに公開されている岐阜県、京都府、大阪府のことを考えた場合、滋賀県が公開した情報がこれらの府県の防災対策事業の適正な遂行に資することはあっても、支障を及ぼしているとは考えられず、またそうした事実が存在しているとも考えられない。

県が有している他府県に関するデータを他府県がどのように活用するかは、各府県自身の判断に委ねれば済む問題であると言え、たとえデータに関する科学的見解が滋賀県と滋賀県以外の府県との間で異なるものであっても、何ら他府県の防災事業に支障をもたらすことにはならず、各府県はそれぞれ独自の判断を尊重あるいは優先させればいいだけの話であると考えられる。

放射性物質拡散影響予測シミュレーション（以下「本件シミュレーション」という。）は、滋賀県自らの手により滋賀県の原子力防災対策に資する目的で行われたものではあるものの、その結果得られたデータが有する公益性を考えた場合、シミュレーション結果に関する情報は滋賀県が独占すべき性質のものではなく、広くとりわけ近畿全域で共有されるべき性質を有している貴重な科学的データであると言える。このため、滋賀県域外のデータを広く公表することが必要とされており、また公開することが社会的に求められていると言える。

したがって、条例第6条第6号を根拠にして公開を拒否することは、県が原発災害に関する社会的要請についての理解を著しく欠いており、認識不足であることを意味している。

#### (2) 岐阜県、京都府および大阪府に関するシミュレーション結果で、公開されていない公文書について

県の説明によれば、開示された公文書以外には、岐阜県、京都府、大阪府に関わる予測結果が示された他の公文書は存在しないとされている。確かに、得られた結果を全体的にまとめて図示した図表にはこれらの府県に関するデータが示されているが、このまとめの図の元となった個々のシミュレーション図においては、京都府等に関するデータが示されていないものがある。たとえこれらのデータが全体をまとめた図表においては表示されているものであっても、その元となった個々のシミュレーション

図において当然図示されていなければならないものと考えられる。

(3) 公開されたもの以外に存在すると考えられるシミュレーション結果について

ア 風速が秒速1メートル程度よりも速い場合を想定したシミュレーション事例に関するデータについて

市民団体「原発を知る滋賀連絡会」は、2012年2月後半に滋賀県の原子力防災計画見直し案に関して、県が県民の意見を募集した際に応募し意見書を提出しているが、その際に県が示した見解では、「強風時は放射性プルームが滋賀県下を早期に通過してしまい、広範囲に放射性物質が拡散することとなり、それぞれの地点における放射線量は低い値になる」と記されている。

この部分は単なる推測に基づくものとは考えられず、より風速が速い条件においても実際にシミュレーションが行われ、その結果に基づいたものであると考えられる。風速が秒速1メートルよりももっと速い場合のシミュレーション、あるいは何種類かの風速を条件としたシミュレーションが行われているはずであり、当然それらの結果を示すデータが存在しているはずであると考えられる。

イ 放射性物質がいったん大阪府にまで達した後、滋賀県にまで戻ってくるシミュレーションの事例ならびに放射性物質が三重県にまで達しているシミュレーションの事例に関するデータについて

2012年9月2日に東近江市あかね文化ホールにおいて、琵琶湖環境科学研究センターのセンター長（以下「センター長」という。）である内藤正明氏による「持続可能な社会を考える」と題された講演が行われた。この講演の最後の部分で、内藤氏は県が行ったシミュレーションの結果について触れ、滋賀県がすでに広くマスコミなどを通じて公表している結果が記されている図を二つ示しながら、「これ以外にも様々なシミュレーション事例が存在している。例えば、いったん（放射性物質が）大阪湾にまで達した後、滋賀県にまで上がってくる事例があり、また琵琶湖を超えて三重県にまで達している例もないわけではない」という意味のことを明言しており、同氏が指摘した二つの事例に関するデータが存在しているはずであると考えられる。

ウ 原子炉から放出された放射性物質の量を変化させてシミュレーションを行った場合のデータについて

本件シミュレーションにおいては、シミュレーションの基礎となる原子炉からの放射性物質の放出量として、2011年3月に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故に際して、最も放射性物質の放出量が多かったとされている時点の放出量が採用されている。しかしながら、福井県の原発で事故が起きた場合、原子炉からの放出量の最高値が、上記の福島原発事故における放出量の最高値と一致するとは限らない。

したがって、福島原発事故における最高放出量を上回る値ならびに下回る値の放射性物質放出量を基準にしたシミュレーションも行われていたのではないかと考えられる。

エ ホットスポットに関するデータについて

地形や風向き、事故発生前後の天候、あるいはその他の要因により、いわゆるホットスポットが生じるものと考えられるが、この度公開されたシミュレーション図を見ると、均一に距離に応じて拡散していく図のみしか公開されていない。

しかしながら、ホットスポットに関するデータも存在するのではないかと考えられるため、それらのデータを公開するよう求める。

オ アからエ以外の予備的データ等について

上記のアからエ以外にも、例えば最適のシミュレーション条件が導き出されるに至るまでの過程を示す、いわば予備的なシミュレーションとも言うべきシミュレーションを行うことによって得られたデータなどが存在していると考えられる。

科学的な研究に携わる者にとっては、研究内容の正確を期すためにこのような予備的データも貴重であるため、研究が完了した後まで保管・管理しておくことが常識であり、存在していないとは到底考えられない。

(4) 非公開部分の表示方法について

公開された本件シミュレーションデータにおいては、非公開とされた地域と設定された放射能レベルに達していないとされた地域のいずれもが白地で示されていたものと考えられ、このように性質を異にする地域を識別することができないような図示の方式は、情報公開の方法として不適切であることは明らかである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関の行った決定は妥当である。

2 本件シミュレーションについて

本件シミュレーションは、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受け、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）を改正するため前提となる事態を想定するにあたり、福井県に立地する原子力事業所において、福島第一原子力発電所と同等の事故が起きた場合の本県への影響を予測するため、平成 23 年 5 月から平成 24 年 2 月にかけて実施したものである。

シミュレーションの実施については、琵琶湖環境科学研究センターの光化学オキシダ

ント等の解析を行うための大気拡散シミュレーションを活用しており、平成22年の気象データの中から滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を選定した上で、敦賀発電所、美浜発電所、大飯発電所および高浜発電所から放射性物質が放出されたと仮定してシミュレーションを行った。

### 3 非公開理由等について

#### (1) 非公開部分について

非公開とした「影響が県外に及んでいる部分（岐阜県、京都府、大阪府の部分を除く）」の情報は、滋賀県の地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し協議、検討に関する情報であって、公にすることにより憶測を与え、不当に県外の住民等の間に混乱を生じさせるおそれがあり、条例第6条第5号に該当する。また、当該情報は、他の府県の防災対策事業に関する情報であって、公にすることにより当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第6条第6号に該当する。

他の都道府県の区域に係る原子力防災対策は、当該区域の首長の責任で講じられる事項である。本県が行った予測結果に基づく被害想定を公開することで、当該区域にて策定される原子力防災対策の基となる被害想定との相違が当該区域の住民等に混乱を引き起こし、当該区域の首長が実施する原子力防災対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断される。

なお、岐阜県、京都府および大阪府の部分については、滋賀県が提供した当該府県に係るシミュレーションの結果について、当該府県が自らその結果を公表または公開していることから、非公開にする必要がないものと判断した。

#### (2) 岐阜県、京都府および大阪府に関するシミュレーション結果で、公開されていない公文書について

コンピュータから出力する時点で、滋賀県以外の府県部分には着色しない処理を行っているため、公文書としては色が付いていないものとなっている。公開した文書の他には、岐阜県、京都府、大阪府の区域に係る予測結果が示された公文書は存在しない。

#### (3) 公開したもの以外に存在するとされるシミュレーション結果について

申立人が存在を主張しているシミュレーション結果については、そもそもシミュレーションを実施していない、またはシミュレーションを行ったが公文書として保有していないものであり、保有しているものに関してはすべて公開を行った。

#### (4) 非公開部分の表示方法について

非公開部分を白く消すことは誤りであるとの指摘を受けたことから、後日、改めて非公開部分を黒く塗り直したものを提示した。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 本件シミュレーションデータの非公開部分について

##### ア 対象公文書と非公開部分について

本件シミュレーションデータは、実施機関が実施した放射性物質に関する拡散シミュレーションの結果を示した文書である。具体的には、滋賀県および近隣府県の地図上のメッシュ毎に、甲状腺被ばく等価線量に係る数値に応じた着色をすることで、その分布状況を図示したものであり、データの種類は、甲状腺被ばく等価線量に係る放出源別の最大値に関するもの、放出源別の日別値に関するもの、放出源別の閾値超回数に関するもの等に分類される。

実施機関は、本件シミュレーションデータについて、滋賀県以外の近隣府県に係る部分のうち、岐阜県、京都府および大阪府に係る部分を除いた部分について、条例第6条第5号および同条第6号に該当するとして非公開としたが、異議申立人はそれらの公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性について検討する。

##### イ 条例第6条第5号該当性について

条例第6条第5号は、県の機関等の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるお

それまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断は、審議、検討等の途中段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が見過ごしできない程度のものをいうと解される。

実施機関は、非公開部分は、滋賀県の地域防災計画の見直し協議、検討に関する情報であって、公にすることにより、不当に県外の住民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると主張している。

しかしながら、本件シミュレーションデータを参考とした滋賀県の地域防災計画については、本件処分時点においてすでに改定が完了していたものと認められ、意思決定後においてなお本号の非公開情報に該当することについては、実施機関から特段の説明はない。

また、実施機関による本号該当性についての説明の主旨は、本件シミュレーションデータと他府県の被害想定との相違が住民の間に混乱を生じさせ、他府県の防災対策事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるというものであり、条例第6条第5号該当性に関する説明は認められない。

実施機関が説明するような事務事業への支障のおそれがある情報については、条例第6条第6号を非公開理由とすべきであると言え、他に条例第6条第5号該当性を窺わせるような説明も認められない以上、実施機関が条例第6条第5号を非公開理由としたことは誤りであると判断せざるを得ない。

したがって、実施機関が非公開とした部分は、条例6条第5号に該当するものとは認められない。

#### ウ 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

実施機関は、非公開部分を公にすれば、当該区域で策定される原子力防災対策の基となる被害想定との相違によって、当該区域の住民等に混乱を引き起こし、当該区域の原子力防災対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

確かに、本件シミュレーションは、滋賀県が独自に行ったものであることから、他県が地域防災計画の策定等において想定している放射性物質の拡散予測に関する



データと、本件シミュレーションデータとの間には相違があり得るものと考えられるところであり、実施機関においてこれを公にした場合の他県への影響を憂慮したことは理解できないものではない。

しかしながら、こうした相違が生じることは一般にも容易に予想されるべきものであると言え、住民に対して、シミュレーションに係る前提条件やその実施方法などについて適切に情報提供を行い、相違が生じた理由を説明することによって、住民の間に不安や混乱等が生じるといった事態は回避できるものであると認められる。

また、今日では、国が行ったシミュレーションの結果が地域防災計画策定の参考情報として提供されているところであり、こうした情報等に基づき、滋賀県やその周辺県においても地域防災計画の改定が進められるなど、原子力災害の発生に備えた体制等の検討、整備は一定進捗している状況にあるものと思料される。

こうした現状において本件シミュレーションデータを公にしたとしても、他県の原子力防災対策事業に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

更に、滋賀県、岐阜県、京都府、大阪府および兵庫県においては、各府県域に係る本件シミュレーションデータがすでに公表等されているものであるが、それによって住民の間に混乱が生じたという事実や当該府県の防災対策に支障が生じたという事実は確認されておらず、実施機関の主張するような支障が実際に生じる可能性は極めて低いものである。

以上のことから、実施機関の主張するおそれの程度は抽象的な可能性に過ぎないものであり、非公開部分は条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

## (2) 対象公文書の特定の妥当性について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、具体的な内容を挙げて、実施機関が公開した文書以外にも対象公文書が存在するはずであると主張しているが、実施機関は、そうした公文書は保有していないと主張しているところである。

したがって、本件公開請求に対して実施機関が行った公文書の特定の妥当性があるか否かについて、当審査会が実施機関に対して行った照会等の結果を踏まえ、以下検討を行う。

### ア 風速が秒速1メートル程度よりも速い場合を想定したシミュレーション事例に関するデータについて

異議申立人は、実施機関が示した「強風時は放射性プルームが滋賀県下を早期に通過してしまい、広範囲に放射性物質が拡散することとなり、それぞれの地点における放射線量は低い値になる」という見解を理由として、秒速1メートル程度よりも速い風速を条件としたシミュレーションが行われているはずであると主張している。

これに対して、当審査会から実施機関に確認したところでは、実施機関が実施し

た本件シミュレーションの総数は、すでに公開を行った 108 ケースのみであるとし、また、強風時について述べた当該見解については、風速と汚染物質の関係から一般論として述べたもので、シミュレーション結果に基づくものではないとしている。

この 108 ケースについては、気象庁のアメダスデータから、予め本県への影響が大きいと考えられる気象条件の日を選定した上で行われたとのことであり、こうした実施機関の説明には不自然、不合理な点は認められず、この他の条件で行われたシミュレーション結果が存在すると判断すべき事実も見当たらない。

したがって、実施機関が「風速が秒速 1 メートル程度よりも速い場合を想定したシミュレーション事例に関するデータ」を保有しているものとは認められない。

イ 放射性物質がいったん大阪府にまで達した後、滋賀県にまで戻ってくるシミュレーションの事例ならびに放射性物質が三重県にまで達しているシミュレーションの事例に関するデータについて

異議申立人は、センター長が講演において当該事例の存在に言及したことから、実施機関がこうしたシミュレーションに関するデータを保有しているものと考えられると主張している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、実施機関は、「甲状腺被ばく等価線量」に係る本件シミュレーションデータを計算する過程においては、「放射性物質濃度」の分布データを算出しており、センター長が、当該分布データをパソコン画面上で確認していたことが講演での発言に繋がったとしている。そして、当該分布データについては、気象データ等から随時作成が可能なものであるため、保存を行っていないものであると説明している。

本件シミュレーションが、「甲状腺被ばく等価線量」に係るシミュレーション結果の入手を目的として行われていることからすれば、「放射性物質濃度」の分布データについては、あくまで結果を算出する過程において一時的に利用されたデータであると考えられ、実施機関において保存の必要性がないと判断し、これを保有していないとしていることには一定の合理性が認められるものである。

したがって、実施機関が「放射性物質がいったん大阪府にまで達した後、滋賀県にまで戻ってくるシミュレーションの事例ならびに放射性物質が三重県にまで達しているシミュレーションの事例に関するデータ」を保有しているものとは認められない。

ウ 原子炉から放出された放射性物質の量を変化させてシミュレーションを行った場合のデータについて

異議申立人は、本件シミュレーションとは異なる放射性物質の放出量を想定して行ったシミュレーション結果の公開を求めているが、実施機関はそうしたシミュレーションを行った事実はないと主張している。

実施機関は、本件シミュレーションの前提条件として、福島第一原発事故における放射性物質の放出量を採用したと説明しており、他の条件に基づくシミュレーションが実施されていないとしても不合理であるとは言えない。また、実施機関が当該データを保有していると判断すべき事実も見当たらないものである。

したがって、実施機関が「原子炉から放出された放射性物質の量を変化させてシミュレーション行った場合のデータ」を保有しているものとは認められない。

#### エ ホットスポットに関するデータについて

異議申立人は、いわゆるホットスポットに関するデータも存在すると考えられると主張しているが、実施機関に確認したところ、本件シミュレーションは、ホットスポットのような局所的な高線量地域を判別できるものではないとしている。

本件シミュレーションデータを見た場合、数キロメートル四方のメッシュが情報の単位となっているものと認められるところであり、本件シミュレーションが局所的な情報を把握できるものではないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関が当該データを保有していると判断すべき事実も見当たらない。

したがって、実施機関が「ホットスポットに関するデータ」を保有しているものとは認められない。

#### オ アからエ以外の予備的データ等について

異議申立人は、上記アからエの他にも、公開されていない様々なデータがあると考えられると主張しているが、実施機関は公開したもの以外に保有しているものはないとしており、実施機関が当該データを保有していると判断すべき事実は見当たらない。

したがって、実施機関が「アからエ以外の予備的データ等」を保有しているものとは認められない。

#### カ 岐阜県、京都府および大阪府に関するシミュレーション結果で、公開されていない公文書について

異議申立人は、岐阜県、京都府および大阪府に係る部分が着色されていない分布図があることを捉えて、当該府県に係る部分が着色されたものが公開されるべきであると主張している。

これに対して、実施機関は、シミュレーション結果を出力する段階で当該府県の部分については着色をしない処理をしていたものあり、当該府県部分を着色した公文書は公開したもの以外には存在しないとしている。

本件シミュレーションが、滋賀県地域防災計画の見直しに係る参考資料を作成する目的で行われたことを考慮すれば、他府県部分の情報を必要でないものと判断し、出力を行わなかったとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が、本件公開請求に対して公開したもの以外に、岐阜県、京都府および大阪府に関するデータが示された文書を保有しているものとは認められない。

### 3 付言

公開請求に係る公文書に非公開情報が記載されている時には、当該情報が記載された部分を黒インク等で黒塗りにすべきものであるが、本件シミュレーションデータについては、非公開情報そのものが消去された白抜きの状態で公開が行われたことが認められる。

非公開部分を黒塗りにするのは、実施機関が非公開とした部分がどこであることを明らかにし、非公開情報に該当する理由を説明する上で必要不可欠な処理であると言え、非公開とした部分が判別できない形状で公開を行うことは、極めて妥当性を欠いたものと言わざるを得ない。

実施機関においては、本件処分後に処理の誤りを認め、改めて黒塗りを行った公文書を異議申立人に提示しているものと認められるが、今後は、このような事例が生じることのないよう適正な事務処理に努められたい。

### 4 結論

異議申立人はその他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査の判断を左右するものではない。

以上のことから、実施機関が、本件公開請求に対して行った対象公文書の特定は妥当であるが、非公開とした部分は条例第6条第5号および同条第6号に該当しないため、公開することが妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成25年3月26日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年5月2日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年6月11日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成25年7月18日 (第216回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。

平成25年8月9日 (第217回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。</li> <li>・事案の審議を行った。</li> </ul>
平成25年9月24日 (第218回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議申立人から意見を聴取した。</li> <li>・事案の審議を行った。</li> </ul>
平成25年10月31日 (第219回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案の審議を行った。</li> </ul>
平成25年12月3日 (第220回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案の審議を行った。</li> </ul>